

議案第19号

匝瑳市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

匝瑳市介護保険条例の一部を改正する条例

匝瑳市介護保険条例（平成18年匝瑳市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

（保険料率）

第3条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。

（1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）

第38条第1項第1号に掲げる者 30,030円

（2） 令第38条第1項第2号に掲げる者 45,210円

（3） 令第38条第1項第3号に掲げる者 45,540円

（4） 令第38条第1項第4号に掲げる者 59,400円

（5） 令第38条第1項第5号に掲げる者 66,000円

（6） 令第38条第1項第6号に掲げる者 79,200円

（7） 令第38条第1項第7号に掲げる者 85,800円

（8） 令第38条第1項第8号に掲げる者 99,000円

（9） 令第38条第1項第9号に掲げる者 112,200円

（10） 令第38条第1項第10号に掲げる者 125,400円

（11） 令第38条第1項第11号に掲げる者 138,600円

（12） 令第38条第1項第12号に掲げる者 151,800円

（13） 令第38条第1項第13号に掲げる者 158,400円

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,440円」を「18,810円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,440円」を「18,810円」に、「32,400円」を「32,010円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,440円」を「18,810円」に、「45,3

60円」を「45, 210円」に改める。

第5条第3項を次のように改める。

- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(参考)

兵庫県介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条・第2条 略 (保険料率)	第1条・第2条 略 (保険料率)
第3条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。	第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 30,030円	(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 32,400円
(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 45,210円	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 48,600円
(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 45,540円	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 48,600円
(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 59,400円	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 58,320円
(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 66,000円	(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 64,800円
(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 79,200円	(6) 次のいずれかに該当する者 77,760円
(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 85,800円	ア 合計所得金額(当該保険料の賦課期日の属する年の前年の地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 99,000円	イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条において同じ。)であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イ該当する者を除く。)
(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 112,200円	
(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 125,400円	
(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 138,600円	
(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 151,800円	
(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 158,400円	

- (7) 次のいずれかに該当する者 84, 240円
- ア 合計所得金額が2, 100, 000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 97, 200円
- ア 合計所得金額が3, 200, 000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 110, 160円
- ア 合計所得金額が5, 400, 000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 116, 640円
- ア 合計所得金額が10, 000, 000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)
- (11) 前各号のいずれにも該当しない者 123, 120円
- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6

年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、18, 810円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。
この場合において、前項中「18, 810円」とあるのは、「32, 010円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18, 810円」とあるのは、「45, 210円」と読み替えるものとする。

第4条 略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは三、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1号から第12号までのいずれかにかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

以下 略

年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、19, 440円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。
この場合において、前項中「19, 440円」とあるのは、「32, 400円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19, 440円」とあるのは、「45, 360円」と読み替えるものとする。

第4条 略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは三、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1号から第9号までのいずれかにかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

以下 略